

令和6年 第1回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
松岡 泉 [一問一答方式]	1. 被災者支援業務のDX化について	<p>令和6年元日に能登半島地震で、甚大な被害が発生した。一日も早い復旧・復興が望まれる。</p> <p>国は迅速な被災者支援策として、クラウド型被災者支援システムを構築し、業務のDX化を推進している。</p> <p>町ではシステムの導入はされていないが、災害に備え万全な体制を確保することが重要である。</p> <p>(1) 国のクラウド型被災者支援システムについて</p> <p>(2) 罹災証明書発行手続き業務について</p> <p>(3) 被災者支援業務のDX化の方向性について</p>	
	2. 町誌の作成について	<p>町を取り巻く社会情勢は、大きく変貌しつつある。少子高齢化による人口減少や新型コロナウイルス感染症は町民の生活を一変させた。また、町は文化や観光振興に関して大変革の時代を迎えている。</p> <p>町を知る上での基本的な文献は町誌であり、町の大変革にあたっては新たな町誌の作成が必要となっている。</p> <p>(1) 町誌の現状と作成の必要性について</p> <p>(2) 町誌作成の課題と今後の取り組みについて</p>	
	3. 認知症対策について	<p>福岡県の認知症高齢者は、平成30年に約20万人であったが、令和7年には約30万人に増えると予想されている。また、認知症の行方不明者の届け出は、毎年500件前後ともなっている。</p> <p>町はその状況を踏まえ、さらなる支援・強化策を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 町の認知症高齢者の状況について</p> <p>(2) 認知症支援策の現状と課題について</p> <p>(3) 今後の強化支援策について</p>	

令和6年 第1回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
<p>本田 浩 [一問一答方式]</p>	<p>1. 芦屋町の防災計画及び防災対策について</p>	<p>芦屋町総合振興計画にある基本構想第5章の施策の大綱の中では、すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災活動の支援、意識醸成など「自助」「共助」をはじめ、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める事が掲げられており、その現状について尋ねる。</p> <p>(1) 芦屋町の防災活動について (2) 地域や関係機関との連携について (3) 自助・共助の促進について</p> <p>いつ何時発生するかもしれない災害を想定しつつ、平素の心構えを持つことの重要性や自分一人では対応できない事案については、ご近所や他団体と平素から情報を共有し繋がる事が重要となる事について尋ねる。</p> <p>(1) 日常の繋がる事の大切さについて</p>	
<p>萩原 洋子 [一問一答方式]</p>	<p>1. 上下水道施設の災害対策について</p> <p>2. 病児・病後児保育の利用について</p>	<p>令和6年能登半島地震の発生にともない、上下水道施設の災害対策について伺う。</p> <p>(1) 上下水道施設の耐震化について (2) 大規模停電への対応について (3) 応急給水の実施について (4) 災害トイレの設置について (5) 大規模災害に応じた訓練計画について</p> <p>芦屋町の病児・病後児保育は、遠賀中間医師会おんが病院内の保育室「ぞうさんルーム」で利用できる。しかし、昨年12月は2日間ほど臨時閉所し、今年は1月15日から開所日を縮小している。そこで以下の点について伺う。</p> <p>(1) 病児・病後児保育の内容と利用状況について (2) 開所日縮小の理由について (3) 今後の対策について</p>	

令和6年 第1回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
川上 誠一 [一問一答方式]	1. 介護保険制度について	<p>第9期広域連合介護保険事業計画策定に向けて準備されている中で、次の点を伺う。</p> <p>(1) 介護保険月額保険料の基準額と保険料段階設定額はどのようになるのか。</p> <p>(2) 保険料の上昇を抑えるための介護準備基金の取り崩しはどうか。</p> <p>(3) 広域連合ではAグループ、Bグループ、Cグループと3つのグループ別保険料を設定しているが、格差が2.00以下になると統一保険料に戻すとしていたがどうか。</p> <p>(4) 介護保険では、保険給付に要する費用の約半分を公費で負担する（国が25%、県と市町村がそれぞれ12.5%）ことになっている。ただし、国の負担分のうち5%は調整交付金として交付されている。この調整交付金についての説明を求める。</p> <p>(5) 国は介護サービス利用料の2割負担対象者の拡大を計画していたが、改定は反対の声により3年後に見送られた。改定され、2割負担が拡大されると高齢者にどのような影響があると考えるか伺う。</p>	
	2. 学校給食の完全無償化について	<p>芦屋町では令和4年から5年間の期限付きで、小・中学校の給食費の半額補助を行っている。開始時は県内で給食費への補助を行う自治体はほとんどなかったが、現在は県内でも11自治体が無償化を実施。全国でも、小・中学校とも無償の自治体は491、小学校のみは14、中学校のみは17あり、全国1,724の自治体の約3割が無償化に踏み出している。</p> <p>東京都23区では18区が、県庁所在地で青森市、大阪市、奈良市、高松市、那覇市が小・中学校とも無償となっている。このように、小・中学校とも無償の自治体は全都道府県に広がっている。そこで伺う。</p> <p>(1) 「学校給食は教育の一環である。」このことは、学校教育法においても明確にされている。これは学校給食を無償にするための根拠となるものである。なぜなら日本国憲法第26条第2項に「義務教育はこれを無償とする」とはっきり明記されている。当然、学校給食は無償であるべきと考えるが、どのように認識しているのか。</p> <p>(2) 学校給食の無償化を求める要求が高まる背景には格差と貧困が広がり、教育費の負担が家計を極度に圧迫し、子どもたちの状態をより深刻化させるそうした社会の厳しい現実があり、急激な物価高が追い打ちをかけている。こうした子どもたちを取り巻く環境の悪化を招く現実を直視するならば、学校給食の無償化は急ぐべき課題ではないのか伺う。</p> <p>(3) 給食費半額補助を5年間と限定した理由に競艇収益が挙げられている。全額無償化を行っても約2,000万円程度予算の0.5%である。競艇収益が改善するなか子どもに真っ先に予算を使うことは理屈ではなく当然のことと考えるが如何か。</p>	

令和6年 第1回芦屋町議会定例会 一般質問通告書

氏名	件名	要旨	備考
妹川 征男 [一問一答方式]	1. 町長公約に関する老人憩の家について	<p>町内に設置されている3か所の老人憩の家は、50年にわたり入浴、コミュニケーションの場として利用者に愛され続けてきた。しかし、耐用年数ははるかに超え、いつ建て替えが実現するのかと利用者たちは今も待ち望んでいる。町は昨年9月議会後の全員協議会で突然廃止案を明らかにした。そして本年2月上旬に、町は老人憩の家の3か所において、利用者に廃止案の内容を説明し、理解を求めた。そこで、伺う。</p> <p>(1) 説明会3か所の参加者人数及び利用者の反応は</p> <p>(2) 説明会後の総括として、どのように評価し、分析しているか</p> <p>(3) 老人憩の家に関するアンケート等の資料について</p> <p>(4) 町長のマニフェストについて</p>	
	2. 農業用水路無断埋め立てについて	<p>町有財産である農業用水路が、無断で埋められていたことが令和3年4月に発覚した。平成19年頃に埋められたものであり、埋め立て某業者は、「隣接地権者の同意を得たとして、町に申請もせず無許可で埋め立てた」ことを認めている。町はこの間の経緯を知らなかったとしているが町有財産の管理責任が問われる。</p> <p>町長は「H氏の土地とか、わざわざ思わせぶりの書き方せんでいいんじゃないですか。」と無断で埋められた用水路に隣接する、その土地の所有者は、波多野町長であることを自ら表明され、また「民と民の話だ」とも答弁。</p> <p>現在、町は某業者に原状復旧を求め続けている。しかし2年が経過しても未だ原状復旧工事を行われず、町有財産は侵害されたままである。無断埋め立て事件は、「【実態の解明】無くして、【真の解決はない】」。</p> <p>そこで町有財産の管理責任者である町長の見解を伺う。</p> <p>(1) 「民と民の問題」とした根拠は</p> <p>(2) 「埋め立ては不法投棄ではない」、「罰則はない」との根拠は</p> <p>(3) 農業用水路埋め立て事件は、芦屋町有財産取扱規則によって処置するとの見解であるが、その根拠は</p> <p>(4) 芦屋町河川管理条例は、農業用水路は適用しないとした根拠は</p>	